

参議院国土交通委員会
委員長 岡田 直樹 様

東日本大震災津波に関する要望書

～平成23年度補正予算及び平成24年度政府予算編成等に向けて～

平成23年11月10日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波に関する要望項目

【重点要望項目】

I 横断的事項

- 1 復旧・復興のための事業は国費による力強い措置を基本とした事業の創設 ・ 2
- 2 前例にとられない国の幅広い、強力な支援による早急な追加予算の措置 ・ 2
- 3 復興特区制度の早期実現 2

II 「安全」の確保

- 4 公共土木施設等の早期復旧に向けた支援 3
- 5 鉄道の早期復旧に係る国の全面的な支援 3
- 6 地域の実態に即した復興計画・まちづくりの推進 3
- 7 復興事業としての社会資本整備等の促進 4
- 8 被災市町村に対する人的支援等 5

III 「暮らし」の再建

- 9 被災者の生活再建に対する支援 5

IV 「なりわい」の再生

- 10 観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援 6

東日本大震災津波に関する要望書

～平成 23 年度補正予算及び平成 24 年度政府予算編成等に向けて～

東日本各地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波は、平成 23 年 3 月 11 日の発災から 8 か月が経過したところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

特に本県においては、想像を絶する壊滅的被害を受けた沿岸地域を中心に、現時点（11 月 7 日現在）で、尊い命が失われ、また、未だ行方不明となっている方々が約 6,100 人と、その人的被害は極めて深刻であるほか、家屋の流失・倒壊等、建物被害も 3 万棟を超えており、被災地の方々にとっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のなか、復旧・復興対策を進め、数次にわたる補正予算を編成するとともに、8 月には、「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定するなど、復興に向けて全力で取り組んでいるところでありますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、県や市町村の対応できる範囲を大きく超える被災地の甚大な被害や現場の切実な声に対し、迅速かつ十分な対応をとることが非常に困難な状況が続いております。

国におかれましては、第 1 次、第 2 次の補正予算措置や「東日本大震災復興基本法」の制定、さらには「東日本大震災復興基本方針」の策定など、復興に向けてご尽力いただいておりますが、今後、早急に第 3 次補正の追加予算を措置いただくとともに、平成 24 年度政府予算編成等に向け、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保し、速やかに、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

【重点要望項目】

I 横断的事項

1 復旧・復興のための事業は国費による力強い措置を基本とした事業の創設（全省庁）

大地震及び大津波により、本県沿岸部の広大な面積において壊滅的な被害が発生したところであり、もともと地域経済が弱く、自主財源の乏しい地域であるため、県・市町村のみならず、漁協などの各種団体や地場企業も経営的な体力が脆弱な傾向にある

このことから、阪神・淡路大震災における特別措置を超える、国庫補助負担率の引上げや補助対象の拡大、採択基準の弾力化等の国の力強い措置を講じること

2 前例にとらわれない国の幅広い、強力な支援による早急な追加予算の措置（全省庁）

生産基盤をすべて流された漁業者、漁協等でも、秋サケ漁などを行う強い意欲を失っておらず、漁期を逸することのないよう必要な施設・設備の整備等について、十分な支援を行っていただく必要があるなど、被災住民の「生活」と「なりわい」を早急に取り戻すため、前例にとらわれない国の幅広い、強力な支援による、早急な追加予算措置をすること

3 復興特区制度の早期実現（全省庁）

区域・期間を限定した上で、規制・権限の特例、手続きの簡素化、重点的投資等により復興を支援する復興特区は、本県の復興のため必要不可欠な制度である

本県からも「岩手復興特区」として10種類の特区を提案しているところであり、復興基本法にも盛り込まれた復興特区制度の早期実現を図ること

その際、地方の意見を十分に反映すること

Ⅱ 「安全」の確保

4 公共土木施設等の早期復旧に向けた支援

(1) 災害復旧事業等に対する財政支援

広範かつ甚大に被災した道路や河川、海岸、港湾等の公共土木施設等の早期復旧に向けて、国庫補助・負担率の引上げや、地方負担に係る全額交付税措置等を講じるとともに、国が実施する道路、港湾等の直轄災害復旧事業の地方負担に対する全額国庫負担など、国による全面的な財政措置を講じること

(2) 災害復旧事業等の制度改善等

災害復旧事業について、災害査定及び復旧工事に要する測量、調査、設計等の費用を全額補助対象とするとともに、設計変更等の事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の見直しを行うこと

また、災害復旧事業等の適用範囲を港湾のふ頭用地など港湾施設全体に拡大するとともに、港湾の上屋施設の復旧に対する国庫補助率の引上げや地方負担に係る交付税措置の充実等の財政支援を行うこと

5 鉄道の早期復旧に係る国の全面的な支援

三陸沿岸地域の復興のためには、沿岸を縦断する鉄道の早期全線再開が不可欠であり、鉄道の早期復旧について、以下の国による全面的な支援を行うこと

(1) 壊滅的な被害を受けた三陸鉄道の施設復旧に係る経費については、第3次補正予算案に、今年度内に必要な所要額が盛り込まれているところであるが、三陸鉄道の全線復旧（平成26年4月を予定）までの間、引き続き財政支援措置を講じること

(2) 同様に甚大な被害を受けたJR山田線・大船渡線の早期復旧に向け、ルート変更や鉄道敷の嵩上げなどの経費を、東日本旅客鉄道株又は市町村が新たに負担する場合、財政支援措置を講じること

また、併せて、用地取得に伴う土地規制制度の緩和措置を講じること

6 地域の実態に即した復興計画・まちづくりの推進

(1) 復興まちづくり推進に向け、既存事業等の大幅な拡充や新たな制度の創設など、人材面も含めた全面的な支援と財政措置を講じること

と

また、第3次補正予算案において、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業について、地方負担分に対する全額措置が示されたが、平成24年度以降においても同様の財政措置を講じること

(2) 従来の枠組みにとらわれない、大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区制度」を早急に創設すること

また、復興の取組を促進する構想的な計画についても特区の対象とするとともに、手続きの簡素化を図ること

(3) 各府省の枠を超え、国費による一括した交付金として交付するなど、地方が創意工夫を発揮し、複数年度にわたって被災地方公共団体の裁量で柔軟に活用できる仕組みを創設すること

7 復興事業としての社会資本整備等の促進

(1) 「復興道路」の早期完成

三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域を縦貫する道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路を「復興道路」として位置付け、未事業化区間を早期に事業化するとともに、国により、3年間で重点的に整備し、5年以内に全線開通すること

また、宮古盛岡横断道路（国道106号）を指定区間に編入し、国道46号等と併せて国が一体的に管理すること

加えて、道路事業の評価にあたっては、防災面の効果等を考慮した総合的な評価を行うこと

(2) 津波対策のための防災施設等の整備

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設並びに静穏度確保のための防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備すること

また、市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げや新設、水門の遠隔化等について、災害復旧事業と同等の手厚い支援制度を創設するとともに、平成24年度以降においても同様の財政措置を講じること

(3) メモリアル公園等の整備

震災の記憶を未来に語り継ぎ、復興まちづくりと一体となって地域の防災拠点としての機能を有するメモリアル公園等を国営公園として整備すること

(4) 国家プロジェクトとしての全面的な事業推進

直轄事業負担金制度の廃止などの全面的な財政支援や、復興が完了するまでの間「復興枠」として安定した予算を確保するとともに、直轄事業を強力に推進するための体制強化を行うこと

(5) 「復興枠」の創設等による社会資本整備費の重点投資

被災地の早期復興に向けて、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備に対する国庫補助、社会資本整備総合交付金等の補助率等の引上げ、補助対象の拡充を行うとともに、「復興枠」の創設等により被災地に社会資本整備費を重点投資すること

8 被災市町村に対する人的支援等

被災市町村の震災復興計画の策定や、災害公営住宅建設等の復興事業の実施に係る国及び都市再生機構等関係機関による継続した支援の強化を行うこと

Ⅲ 「暮らし」の再建

9 被災者の生活再建に対する支援

(1) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の未払い住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借入れが困難な状況であり、被災者の生活再建に大きな障害となっていることから、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと

また、民間金融機関住宅ローン利用者に対する利子補給制度等の創設のための財政措置を講じること

(2) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じて、災害公営住宅の建設や宅地の復旧、造成、提供等を行うための支援体制を国において整備すること

また、被災住宅の再建や修繕が図られるよう、現行の被災者生活再建支援制度に加え、別途、国全額負担による支援金額の拡充や支援対象を拡大した特別な支援制度を講じること

IV 「なりわい」の再生

10 観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援

被災した観光施設や宿泊施設等の早期復旧と事業者の事業継続のための大型補助制度の創設などハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置を講じること